

論壇

コロナ禍と災害税制・被災者救済

はじめに

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の急拡大は現在も世界を覆っている。わが国では現在、その第4波が猛威をみせている。多くの人命が失われ、経済活動が失速して人々の生活基盤が大きく揺らいでいる。このパンデミックに対して、我が国の税制は何を用意していたのか、また、何をなしているのか、そしてその税制が抱える課題について考える。

1 感染症の影響

COVID-19は、SARS-CoV-2と呼ばれるウイルスが原因で起きる感染症だが、その経済的な影響には二つの側面がある。一つは、感染者の治療と予防にかかる経済的負担の増加と、いま一つは、事業者にとっての営業の「自粛」を含む活動の縮小・停止による収入減少と雇用の喪失である。被用者には収入減少と倒産・廃業等による失業不安が広がっている。前者については、税制は所得税制において「医療費控除」を意図している。後者については、所得の減少、損失の発生により所得税・法人税制において、負担税額の減少あるいは負担ゼロ(損失の繰越し・繰戻し還付)となる仕組みである。

2 災害税制の特徴

災害税制・被災者救済税制には、申告期限の延長、納税の猶予や雑損控除、損失・欠損金の繰越控除・繰戻し還付などのほか、災害減免法(所得税、相続税・贈与税等の減免で法人税・消費税に適用なし)がある。ここで注意したいのは、これらの税制が適用される「災害」と「損失」の範囲である。国税通則法には、

生活基盤が大きく揺らいでいる。このパンデミックに対して、我が国の税制は何を用意していたのか、また、何をなしているのか、そしてその税制が抱える課題について考える。

東日本大震災など近時の大災害を契機に、通常の災害税制に対する特別法として臨時特例法が制定されている。平成26年度改正で、災害への税制上の対応規定が常設化され、発災後速やかに当該措置の実施を可能とした。さらに、災害の多発を受けて、それまで特別立法等によっていた災害への税制上の対応規定が平成29年度改正で常設化された。従来の対応のうち、個別の災害の事情・特性に左右されない範囲での制度化である。

3 特例法の制定、災害に関する年度改正

令和2年2月27日、国税庁はCOVID-19感染拡大が危惧される中、申告所得税・贈与税および個人事業者の消費税の申告納付期

4 ウイルス感染症に直面して

令和2年2月27日、国税庁はCOVID-19感染拡大が危惧される中、申告所得税・贈与税および個人事業者の消費税の申告納付期

5 「収入減少」という被災への対応

これまでの災害税制、被災者救済税制は、住宅等への物的損害を前提として構成されてきた。例えば、雑損控除は、所有する資産に「災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合」に一定額を所得金額から控除するというもので、資産に対する損害を前提にしている。また、災害減免法の場合は、「震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害」により住宅又は家財について甚大な被害を対象として所得税等を軽減し免除するとしている。

また、徴収行政の実務においては、「財産に相当の限を4月16日(木)に延長すると発表した。全国的で一時的な期限延長は初めてのことと思われる。安倍首相(当時)が学校の一斉休校を要請したのが2月27日であり、それらに合わせたものとみられる。政府は4月7日に「緊急事態宣言」を発出し、4月8日午前零時に発効した。確定申告期限一括延長は期日の延長がされないまま終了した。緊急事態宣言直前の4月6日に国税庁は記者会見を開いて個別延長による対応方針を明らかにした。納税者一人ひとり、各企業の判断による個別延長申請の簡素化⁶が図られたのである。

6 制度改正の方向性

COVID-19の収束(終息)は見えていない。政府も長期戦に言及している。同時に、今後、近い将来においても新たな感染症の蔓延化という事態が起



岡田 俊明 【玉川】

り得ることを想定すべきである。今後の備えという観点から、以下の検討が急がれる。国税通則法をはじめ各税法において、①災害の定義を広義に見直すとともに、災害の範囲に「感染症」を明文化すること、②災害等の損失の対象を物的な財産にのみ限るのではなく、「収入の減少」等を明文化すること、③負の所得税を含む税額控除制度を組み合わせて実効性を高めること、そして、④各種給付金・補助金に対する非課税措置の見直しも必要になる。また、⑤納税の猶予は、結局は納税の先延ばしであり、期限延長を含め根本的に解決しないから、被災者の負担軽減(減免)を図る災害税制、被災者救済税制の確立が求められるが、その際、災害減免法の抜本的な見直しが必要と思われる。

かつて経験したことのない悪環境の下でも、納税者の税務行政への協力度は高い。申告納税制度の本旨からすれば、納税者への信頼を前提とした納税者支援の税務行政の確立を求めたい。税務行政が、この未曾有の長丁場の経験の中で、納税者支援のシステム化を図ることを望みたい。そのことが申告納税制度を間違った支えになることにならぬ。

た判断とみられる。

1 生物とは、動物・菌類・植物・藻類などの原生生物・古細菌・細菌などの総称だが、ウイルスは生命の最小単位である細胞や細胞膜ももたない、小器官がない自己増殖することがないことから、生物かどうかについて議論がある。

2 ほか国税通則法46①、消費税法30①など。

3 国税庁は3月5日に主要新聞に広告を掲載し、翌6日付で告示した(国税庁告示1号)。また、本年においても期限延長が図られた(国税庁告示3号)により4月15日まで)が、簡易な方式による個別延長は廃され、届出による個別延長は可能としている。

4 具体的には、令和2年2月26日開催の新型コロナウイルス感染症対策本部会議での「多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」との首相発言を踏まえ

8 令和2年3月9日付通達「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について(指示)」。